

# ホルムアルデヒドに係る主要な措置

(今回の改正で、特定化学物質の第3類物質から特定第2類物質へ変更されました)

## 対象となる作業と含有率

※ 特化則の規定の適用を受ける含有率に関わりなく、表示・文書の交付の規定(安衛法第57条・第57条の2)の適用を受ける含有率については、平成20年11月30日まで1%以上、平成20年12月1日より0.1%以上となっています。

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

## 発散抑制措置

新規

3③以外は、平成21年3月1日より措置が必要です。ただし、平成20年3月1日～平成21年2月28日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般について、ホルムアルデヒドのガスの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

### 1 ホルムアルデヒドの製造工程(特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 労働者に製造するホルムアルデヒドを取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、ホルムアルデヒドが作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること

### 2 製造工程以外のホルムアルデヒドのガスが発散する屋内作業場(特化則第5条)

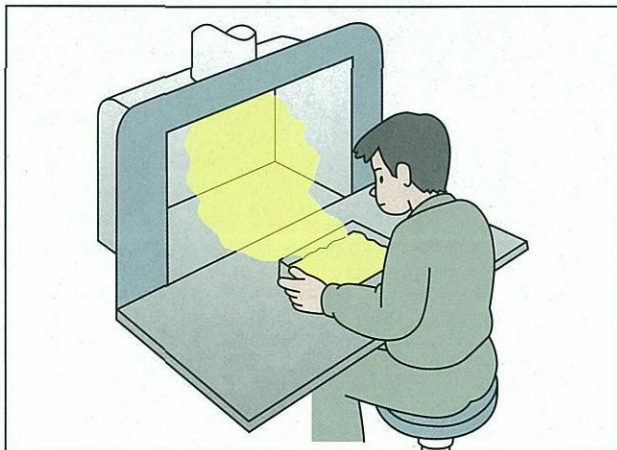
- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

### 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

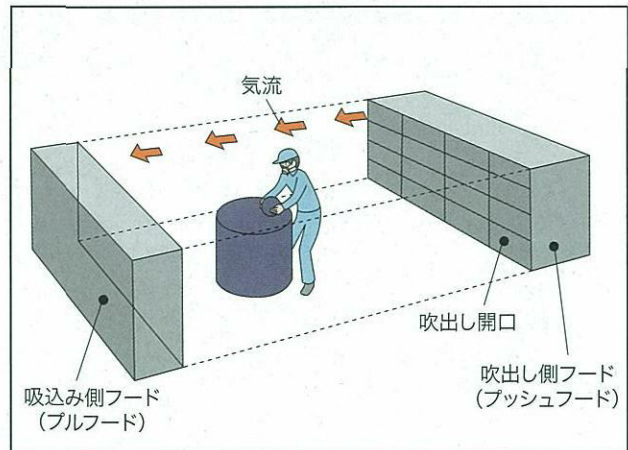
- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7条及び第8条)  
(局所排気装置に係る抑制濃度は0.1ppmです。)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第30、32、33、34の2、35条)
- ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

3③の計画届は、製造設備・発散抑制設備を平成20年5月31日までに設置・移転・変更しようとするときは必要ありません。



局所排気装置(外付け式)の例



2

プッシュプル型換気装置(開放式・水平流)の例